

いじめ防止対策マニュアル



平安女学院中学校高等学校

いじめ防止対策委員会

発行 2022 年 4 月

目 次

第1 はじめに《本マニュアルについて》

・・・・・ P. 2

第2 いじめを許さない集団を作るには

・・・・・ P. 3 ~ 5

第3 いじめを早期発見する方法

・・・・・ P. 6 ~ 12

第4 いじめ防止対策の組織図と対応の流れ

・・・・・ P. 13 ~ 14

第1 はじめに《本マニュアルについて》

『いじめ防止対策マニュアル』発行から6年が経過した。この6年で起きた「仲間作り」をめぐる問題が私たちに提起した課題は、私たち教職員が「生徒としっかり向き合い、思いを受け止めること」ができていたのか。「HR が安心できる居場所になっているのか」ということであった。この課題の実現は決して容易ではないが、いじめ防止には不可欠な要件である。2018 年度より「安心・安全・成長」を学年・クラスの経営方針とし、かつ生徒観察・把握を重視しながら、生徒の生命・人権を守り抜く指導を徹底させ、生徒・保護者の信頼を獲得する教育力を付けることと、「先手・未然防止」の生徒指導を行うこととした。

近年の学校内での生徒間の関係性は、狭いグループ内の関係性に固執する傾向が強い上、同一集団内であってもグループ同士の関係性が薄く、クラスやクラブ集団としての帰属意識が低い傾向がある。従って HR 集団としての仲間意識が形成しにくいと言える。従って、クラス経営においては、個と集団の両面からの指導を重視する。

また、いじめの構図も変化している。「強者が弱者をいじめる」と言うよりも、グループ内での自己承認や評価の不安定さが、何かの拍子にいじめの標的となり、その標的は狭いグループ内で変化する。従って、本人もグループ構成員もいじめの修復に踏み出しづらくなる。結果グループ内での居場所を失い、同時にクラスの居場所も見出せず、登校しぶりや不登校になるケースが見受けられる。

その背景にはネット環境の発達で、学校内という既存の枠内に縛られることなく関係性が拡大できる現状がある。学内でこじれた関係性や、不本意な関係性を変化・好転させることよりも、付き合う相手を学外に変える自由に重きが置かれる。それは裏を返せば、安心できる関係の維持の保障が学内にないということである。

一方で、中学生で5割程度、高校生では9割以上がLINEを使用し、LINE いじめをはじめトラブルが増加している。LINE トラブルは掲示板やブログなどとは異なり、閉鎖性という特性があるため問題の解決が更に難しくなる。

以上の現象はすべて本校でも見受けられた。

このような近年の生徒間の関係性や、ネット社会の急速な進展を踏まえた上で、「安心で楽しいと心から思える学校生活をすべての生徒に提供する」ことは難しいが重要である。

教育現場においては「いじめ防止」は最重要課題である。いじめはどの生徒にも起こりうる事であり、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうることを踏まえ、全生徒に「許されない行為」の認識を教職員は知恵を集め、教育力を高めながらいじめ防止の指導の徹底を行う。また保護者と教職員で連携・協働し、「チーム平女」としていじめの防止・対策に取り組んでいきたい。

第2 いじめを許さない集団づくりのために

「いじめ問題」の取り組みにおいて、最も重要なことは、「**いじめを生み出さない基盤**」づくりである。

学校において、生徒が人間関係を学ぶ最も身近な場所はクラスである。そこが、誰にとっても温かい・安心できる場所（＝HOME）になるために、私たち教員は以下のような学級集団づくりを目指す。

- I. **規律と共有された行動様式**があるクラス。
- II. 生徒同士の良好な人間関係、役割交流だけでなく、感情交流も含まれた**人間的なかかわり**があるクラス。

ホームルーム経営のポイント

① 先手の生徒指導のために

指導要録等を利用して、**多遅刻・多欠席者**をチェック。前担任に連絡を取って、本人の置かれている状況を把握しておく。

生徒の名前・出身小（中）・部活動等、**基本情報**を頭に入れる。

朝礼・掃除・日直・提出物のチェックなど、**ルーティーンをどう回していくか**効率がいいか検討し、準備する。

② スタートダッシュ～緊張感のある時期を最大限生かす～

新学年の3日間は「**黄金の3日間**」と呼ばれるように最初が肝心である。

ここでなすべきは、「**目指すホームルーム像の提示**」と「**ルールを明確にする**」こと。

（HR像例）「安心感が漂うホームルーム」

「思いやりのあるホームルーム」

（ルール例）「予鈴着席」「お互いを尊重し、○○さん○○ちゃん」と敬称をつける」

LHRを有効に活用し、「自己紹介ゲーム」など、**生徒の交流のきっかけを生む活動**を取り入れることも大切である。

③ 行事を通じたリーダーの育成

リーダーは、自然発生に生まれるものではなく、**教員が「育てる」**もの。

その絶好の機会となるのが「体育祭」「文化祭」「話し合い活動」「学年交流会」などの行事である。

「行事は、生徒主体で」と丸投げにしてしまうことは、その後のホームルーム経営に困難さをもたらす要因。企画・準備・実行を、教員が伴走しながら援助し、ホームルームを引っ張っていくリーダー層を育てる。

④ 相談し、協力を求めることが大切

生徒や保護者の対応で、不安・悩みが出た場合は、**まず学年会に相談**する。そこから生徒部長（中学は生徒指導部長）・教育相談部・いじめ防止対策委員会につながり、必要であれば**担任の先生を支えるチーム**が発足することになる。

1人の人間の力には、限りがある。**上手に相談し、協力を求め**、生徒にとってよりよい道を探して行く。

⑤ 自分の「思い」を繰り返し発信する

担任として、生徒たちに何を求めているのかを、具体的に、ことあるごとに発信する。S H Rや、「たより」の発行、行事の計画から反省へ到るプロセス、保護者会での説明など、**あらゆる機会をチャンスと捉え**、「私は、君たちに（生徒たちに）○○な力をつけてほしいと思っている」、という「**メッセージ**」を発信する。

⑥ 現状に満足せず、進化するクラス経営を

当初は、「担任のリーダーシップ」で始まるクラス経営だが、その段階に留まらないようになりたい。

リーダーシップを生徒に委任し、**自治的なホームルームへと進化**させることが大切である。その時のポイントは以下のとおりである。

I **生徒に「任せきり」にはせず**、常に担任が援助と、ホームルーム全体の融和に気配りをすること。

II 任せやすい一部の生徒だけでなく、**多様な生徒がリーダーシップを發揮できる場**を作ること。

教室は、誰もが、安心できる
「HOME」です。



～いじめ防止対策委員会が提案・実施する集団づくり年間計画～

月	活動・行事
4月	<p>「新入生オリエンテーション」 * 中1・高1に、「互いがサポートしあう関係づくり」についてオリエンテーションで講話をを行う。</p> <p>「ホームルーム目標づくり」 * 「互いの人権を尊重する安心・安全な学級」という観点を入れたクラス目標を設定し、いつでも見られるように掲示し共有し確認できるようにする。</p> <p>「第1回学校生活と心のアンケート(新入生のみ)」 * 過去のいじめ経験の把握</p>
6月	<p>「中学人権学習会」 * 年度毎に設定される人権教育テーマ「平和・いのち・多様性」について、今の自分たちの生活に結びつけ、クラス作り、家庭・地域社会において大切なことを考える。2021年度は「いのち」</p> <p>「体育祭に向けて」 * 一人きりのクラスメイトを作らないための取り組み。</p> <p>「体育祭」</p> <p>「第一回QUテスト実施」 * 体育祭を終えた段階のクラス状況の把握</p>
7～8月	<p>「QU研修会」 * データの分析。教員の資質向上の研修</p> <p>「文化祭に向けて」 * QUのデータを生かしたクラスづくりの再検討。</p> <p>「文化祭」</p>
9月	<p>「第2回学校生活と心のアンケート」 * 事例の把握と即応</p>
10月	<p>「人権学習会」 2021年度「いのち」 * 年度毎に設定される人権教育テーマ「平和・いのち・多様性」について考える機会を設け、いじめ防止・健全なクラス作りに役立てる。</p>
11月	<p>「第2回QUテスト実施」 * 第1回QUテスト結果から行った学級経営実践の検証とクラス状況の把握</p>
1月	<p>「第3回学校生活と心のアンケート」 * 事例の把握と即応</p>
2月	<p>「ホームルームづくり」研修(仮) * 教育相談部と連携して集団づくりに資する研修の実施。</p>

*学期に1回程度、生徒間の絆を深めるワークをホームルーム・学年で実施することが望ましい。

第3 いじめを早期発見する方法

1. 基本的考え方

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、けんかやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われたりすることを確認する。たとえ、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、けんかやふざけあいの背景にある事情の調査を行い、被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。この時点から複数の教職員での的確に関わる。

未然防止のためには、日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないように保護者と連携・協働しつつアンテナを高く保つと共に、教職員相互が積極的に生徒の情報交換を行い、情報を共有することが大切である。

2. いじめの早期発見のための措置

生徒が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。また、定期的なアンケートや保健室や支援室の利用以外にも、いじめの早期発見の手立ては、休み時間や放課後の雑談の中などで生徒の様子に目を配ったり、個人ノートや DAYS 等を活用して交友関係や悩みを把握したりすることなどが考えられる。また、学校評価項目に位置付け、取り組み状況や達成状況を評価する。

なお、これらにより集まつたいじめに関する情報についても教職員全体で共有することが必要であり、特定の教職員が、いじめに係わる情報を学内で共有しない事態は、いじめ防止対策推進法第 23 条の規定違反として罰せられる。

3. いじめの定義

文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査における定義」において、平成 18 年度より、「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とされた。さらに、いじめ防止対策推進法の施行に伴い、平成 25 年度から以下のとおり定義されている。「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為」（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

以上のいじめの定義を基に、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立ち、それぞれの感じ方や抱える背景を考慮して個別的に行うことが重要である。

また、けんかやふざけあいであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

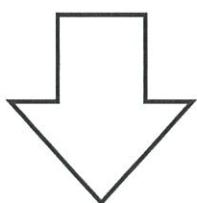
いじめ発見の難しさ



早期発見の重要性

●早期発見することで

- ①不安や悩みを早急に受け止め、安心させることができる。
- ②事態が軽微なうちに問題解決に向け、適切かつ迅速に対応することができる。



いじめの発見（対応）が遅れると、事態が悪化

●いじめの長期化・深刻化

- ①いじめを正当化したり、容認したりする雰囲気が広がる。
- ②いじめの内容がエスカレートし、犯罪化など深刻な状況になる。
- ③いじめに加わらないと、自分がいじめられるという不安感が強まる。

●いじめの連鎖

- ①関係する生徒が徐々に増加する。
- ②メール・LINE による誹謗・中傷のいじめでは、被害者が加害者になる可能性が高く、新たな事態が生じ複雑化しやすい。



いじめの萌芽に気付きましょう

～普段と違った様子・行動に気を付けて～

登下校時

- ・遅刻・早退が増える
- ・登校を渋る
- ・他の人の荷物を持っている
- ・持ち物や衣服が汚れている
- ・表情がさえない

授業中

- ・目配せなどおきる
- ・冷やかされる
- ・授業を抜け出す
- ・おどおどした態度をとる
- ・ボヘっとする

休み時間

- ・一人で過ごすことが増える
- ・よく教室外に出て行く
- ・よく教員室や保健室・相談室・支援室に行く
- ・他クラスの友人と過ごす

昼食時

- ・一人で昼食を食べる
- ・自教室で昼食を食べない
- ・一緒に昼食を食べる友人が変わる
- ・昼食を食べない（量が減る）

持ち物

- ・靴や持ち物がなくなる
- ・持ち物等に落書きをされたり、壊されたりする
- ・教科書等が破れている
- ・頻繁にお金を持ち出す

身体の変化

- ・食欲がなくなる
- ・顔や体にあざがある
- ・腹痛・頭痛・下痢・脱毛等の症状が現れる

4. いじめ早期発見の為のチェック

<学校・日常的な観察ポイント>

【 登校時～始業時 】

- ①いつも一人で登校したり、友達と登校していても表情が暗かったりする。
- ②朝早く登校したり、遅く登校したりしている。
- ③自分から挨拶をしようとせず、友達からの挨拶や声掛けもない。
- ④教師からの挨拶や声掛けに対し、はっきりとした返事が返ってこない。
- ⑤元気がなく、顔色がすぐれない。
- ⑥はっきりした理由もなく欠席する。
- ⑦頭痛、腹痛、体調不良をよく訴える。
- ⑧遅刻や早退が目立っている。
- ⑨発言や態度に、周囲への過度な気遣いが見られる。
- ⑩次時間の授業の準備をしないで、ぼんやりしていたり、ソワソワしていたりする。

【 授業時間 】

- ①宿題、課題等の忘れ物が多くなってきている。
- ②教室に入れず、保健室や支援室、教員室へ来て時間を過ごす。
- ③授業が始まってから、一人遅れて教室に入ってくる。
- ④授業開始時、机上や机の周りに学習用具等が散乱している。
- ⑤教科書・ノートなどが落書きされたり、汚されたりしている。
- ⑥心身の不調を訴え、たびたび保健室やトイレに行く。
- ⑦おどおどしたり、発言をためらったり、うつむいたりしている。
- ⑧特定の生徒が間違えたり失敗したりすると、やじられたり笑われたりしている。
- ⑨二人組やグループを作って学習する時、特定の生徒が取り残されている。
- ⑩班やグループの代表として発表や活動等で、特定の生徒がさせられている。
- ⑪特定の生徒に対して、周囲の生徒が机椅子を離して座ろうとしている。
- ⑫特定の生徒が入った係等に、他の生徒が入りたがらない。
- ⑬学習意欲がなく、学習内容が理解できなくなるなど、学習状況の悪化がある。
- ⑭勝手に席を替えられたり、配布されたプリントなどが渡っていない。
- ⑮これといった明確な理由がないのに、成績が急激に下がってきてている。

【 休み時間 】

- ①これまで仲の良かったグループから外されている。
- ②どのグループにも入れず、一人ポツンとしている。
- ③休み時間に、自分の席から離れないようにしている。
- ④休み時間に、トイレや支援室等に閉じこもっていることが多い。
- ⑤自分から友達に声かけをせず、誘われるまま元気なくついて行っている。
- ⑥保健室や支援室に出入りすることが多くなってきている。
- ⑦特別な用事もないのに、教員室にきたり、近くをウロウロしたりしている。
- ⑧教師に必要以上に寄り添ったり、隠れるようにして話をしたりしている。
- ⑨遊びの中で笑い者にされたり、からかわれたり、命令されたりしている。
- ⑩一緒に遊んでいるように見えても、表情がさえず、おどおどした様子が見られる。
- ⑪一緒に遊んでいる友達に、過度な気遣いをしている様子が見られる。
- ⑫遊びの中で、いつもいやな役をやらされている。
- ⑬特定の生徒が、異様な声掛けやふざけとも受け取れる行為をしている。

【 昼食時間 】

- ①グループや班を作って食事をする時、特定の生徒の机だけが、他の子の机から少し離されたり、そのまま机等がポツンと残されたりしている。
- ②特定の生徒が話しかけても、無視されて会話に入れないと。
- ③グループの話題として、特定の生徒の悪口や失敗等が中心となり面白そうに会話している。

【 清掃時間 】

- ①特定の生徒と同じ清掃区域になりたがらない。
- ②他の生徒は一緒に掃除をしているのに、一人だけ離れた場所にいる。
- ③机・椅子の移動時、特定の生徒の机・椅子が取り残されたり、誰も移動しようとなかったりする。
- ④特定の生徒だけが、誰もやりたがらない分担をさせられていることがある。
- ⑤他の生徒は既に清掃を終わっているのに、特定の生徒が掃除や後片付けをしている。

【 帰りの SHR～下校時 】

- ①帰りの SHR 終了後、用事がないのに下校しようとしない。
- ②配布したプリント等が、特定の生徒だけに渡らない。
- ③何か事が起こると、いつも特定の生徒のせいにされる。
- ④用事がないのに教師の近くや教員室の周りをウロウロしている。
- ⑤朝や昼には見られなかった衣服の汚れや破れ、擦り傷等がある。
- ⑥いつも一人で下校するか、教師の目の届きにくい所に友達が待ち伏せしている。
- ⑦特別な理由もないのに、あわてて下校する。
- ⑧帰る時になって特定の生徒の靴がなくなったり、捜しても見つからない。
- ⑨本意でない係や委員に選出されることがある。
- ⑩下校の通学路で、いつも友達の荷物等を持たされている。

【 クラブ・部活動の時間 】

- ①一人で準備や後片付けをよくさせられている。
- ②部活動に遅れて来ることが多くなっている。
- ③頭痛、腹痛、体調不良をよく訴えてくる。
- ④特定の生徒だけに集中してボールを投げたり打ったりして、失敗すると笑い者にしたり、ひどい言葉を投げかけたりする。
- ⑤特定の生徒だけにボールがほとんど回ってこない。
- ⑥練習中や休憩中、一人でポツンとしている。
- ⑦特定の生徒が触った用具を他の生徒が触ろうとしない。
- ⑧特定の生徒が他の生徒の言いなりになっている。
- ⑨二人組やグループまたはチームで活動するとき、特定の生徒だけがいつも取り残される。
- ⑩理由がはっきりしない傷、こぶ、あざ、鼻血、怪我等がある。
- ⑪部活動を休むことが多くなり、理由を聞いてもはっきりしない。
- ⑫理由をはっきり言わないで、急に退部・休部を言い出す。
- ⑬練習着が破られていたりボタンが取れていたり、異常な汚れが見られたりする。

【 学校生活全般 】

- ①理由が明確ではない傷、あざ、鼻血、怪我等が見られたり、それを隠そうとしたり、衣服が破れていったり、ボタンが取れていったり、異常な汚れが見られたりする。
- ②不自然な言動が見られ、周囲の友達の動きを異常に気にする。
- ③普段明朗な生徒が急にふさぎ込んだり、おどおどしたりしている。
- ④頭痛、腹痛、体調不良を良く訴えたり、一人で保健室に行きたがる。
- ⑤一人で行動したり、集団行動（修学旅行等）を避けたりしている。
- ⑥DAYS や個人ノート等に不安や悩みを訴える表現が見受けられる。
- ⑦いつも他人の言いなりや使い走り等をさせられる。
- ⑧特定の生徒の机や椅子や持ち物にさわろうとしない傾向がある。
- ⑨席替えや班決めで、特定の生徒の隣や近くの座席をいやがる。
- ⑩ふざけた雰囲気の中で、班長やクラス等の代表に選ばれる。
- ⑪グループ分けなどで、最後まで所属が決まらない。
- ⑫個人の持ち物が紛失したり、壊されたり、いたずら書きされたりしている。
- ⑬掲示作品、背面黒板、壁、柱等に中傷や悪質な落書きが見られる。

＜家庭でのチェックポイント＞

【 態度やしぐさ 】

- ①家族との対話を避けるようになり、言葉遣いが荒くなる。
- ②部屋に閉じこもったり、考え事をしたり、家族とも食事をしたがらなかつたり
- ③学校であったことを話したがらない。
- ④感情の起伏が激しくなり、家族や動物、物等に八つ当たりや反抗する。
- ⑤帰りが遅くなったり、理由を言わず外出したりする。
- ⑥人に物を貸すことが多くなる。
- ⑦友達からの電話に出たがらなかつたり、遊びの誘いを断つたりする。
- ⑧携帯電話やスマホに友達からの呼び出しメールが頻繁に入る。

【 服装、体、体調 】

- ①衣服に汚れや破れが見られたり、手足や顔等に擦り傷や打撲のあとがあつたりする。
- ②学校に行きたくないと言い出したり、通学時間になると腹痛等、身体の具合が悪くなったりする。
- ③食欲不振、不眠を訴える。
- ④自分のものではない衣服や制服を着ている。

【 学習 】

- ①学習時間が減ったり、宿題や課題をしなくなったりする。
- ②成績が低下する。

【 持ち物・金品 】

- ①家庭から品物、お金がなくなる。あるいは、使いみちはつきりしないお金を欲しがる。
- ②持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。

【 交友関係 】

- ①口数が少なくなり、学校や友達のことを話さなくなる。
- ②無言電話等の不審な電話、発信者の特定できない嫌がらせのメールがある。
- ③急に友達が変わったり、遊びに来なくなる。

＜教師自身のチェックポイント＞

- ①一人ひとりに分け隔てなく、挨拶をしたり言葉をかけたりしているか。
- ②良く出来る生徒を中心に授業を進めるのではなく、どの生徒も授業に参加し、一人ひとりのよさが發揮できるようにしているか。
- ③あらゆる機会を捉えて生命の大切さを訴えているか。
- ④不登校傾向にある生徒に対する座席等に配慮し、常にクラスの一員であることを意識しているか。
- ⑤特定の生徒に対する嫌がらせ、仲間外れ、暴力、失敗や間違いに対する冷やかしの言動を見逃さずに注意しているか。
- ⑥「いじめられる方にも問題がある」と、いじめの原因を被害者のせいにしていないか。
- ⑦生徒の名前を「あだ名」で呼んだり、「呼び捨て」にしたりしていないか。
また、相手を傷つけるような言葉で注意していないか。
- ⑧遅刻や忘れ物をした生徒に理由も聞かずに注意したり、叱ったりしていないか。
- ⑨姉妹と比べて、ほめたり叱ったりしていないか。
- ⑩「こんなことも出来ないのか」と生徒をさげすんだ言い方をしていないか。
- ⑪「また……か」「いつも……だ」などと、生徒を固定的・断定的に見ていないか。
- ⑫「女らしく」とか「女のくせに」など、性別で差をつけたような言い方で固定した捉え方をしていないか。
- ⑬「あのクラスの子は……」「あの国籍の子は……」「あの地域の子は……」などと、個人の問題をクラスや国籍、地域など、全体の問題のように言っていないか。
- ⑭「よいクラス」「レベルの低い学年」など、クラス、学年に優劣をつけた言い方をしていないか。
- ⑮「しっかり勉強しないといい高校・大学に行けないし、いい職業にも就けない」などと、進路先や職業に善し悪しをつけるような言い方をしていないか。
- ⑯学校のホームページに不用意に生徒の個人情報（氏名・住所・写真など）を掲載していないか。
- ⑰個人情報資料を不用意に扱ったり、成績表などを見開きで放置したりしていないか。
- ⑱面談等で知り得た情報を不用意に話していないか。

5. 問題の兆候の把握等

- ①教職員が生徒の悩みを受け取る為には、まず何よりも、人格的な接し方を心がけ、日頃から生徒の心のチャンネルを形成するなど深い信頼関係を築くことが不可欠です。
- ②生徒の生活実態のきめ細かい把握に努めるとともに、いじめを早期に発見するための積極的な取り組みを進めましょう。特に、養護教諭や支援室の先生方との連携に努め、学校等における相談機能の充実を図ることが大切です。
- ③いじめの発見にあたっては、複数の目（担任・部活動顧問・教科担当者等）の些細な事実の積み重ねが不可欠です。
- ④常に保護者、教員、カウンセラーが連携・協働して生徒を見守りサポートできるような、開かれた教育相談体制を整備しましょう。

保護者

日常的に機会を捉え、担任等へ生徒の情報提供を行い、連携・協働体制を調べましょう。

全教職員

いじめと思われる状況がないか、常に生徒の観察及び状況把握に努めましょう。

担任

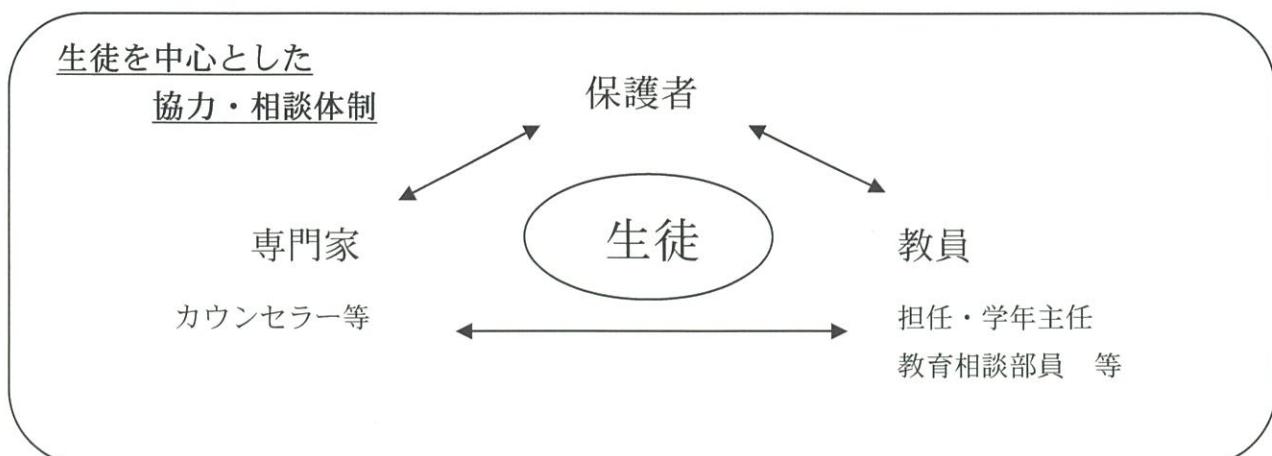
日常的な観察や、生徒及び保護者からの相談、関係教職員からの情報を活かした学級運営及び対応を行いましょう。また、その情報は必ず学年会で共有しましょう。

学年主任

中学指導部会及び学年主任会議で生徒状況を交流する際は、必ず教科担当者等からの情報を取り上げましょう。

教科担当者・部活動顧問

いじめが疑われる状況や気になる言動・行動を見た場合は速やかに担任に報告しましょう。授業等で不在の場合は、学年主任もしくは中学指導部長・生徒部長に報告しましょう。



第4 いじめ防止対策の対応の流れ

生徒との関係作りや日常的な保護者との連携・協働による、いじめ情報のキャッチ

↓ (生徒、保護者からの相談や訴え、教職員による発見)

※教員が一人で対応せず、学年主任に相談・報告

学年主任から生徒部長（中学は生徒指導部長）へ報告、及び関係生徒所属学年で事実確認

↓ (クラブ関係であれば顧問も含む)

※被害生徒・加害生徒・目撃生徒・保護者から聞き取り

生徒部長（中学は中学指導部長）から管理職（担当）へ、いじめ防止対策委員会召集要請

↓

いじめ防止対策委員会

↓ ※報告に基づいて委員会内でのいじめの認定

※諸会議等を通して全教職員で情報共有

いじめ防止対策委員会による対応開始



保護者との連携・協働

↓ ①いじめ実態分析→対応・指導方針確認

①被害・加害生徒保護者への報告

②被害生徒へのケア・サポート

②保護者への連携・協働を求め、

③加害生徒への指導

学校と今後の連携方法を確保して、

④クラス（クラブ）生徒への指導

生徒の教育・共育について話し

⑤被害生徒への謝罪

合っていく。

いじめ防止対策委員会による総括

↓ ※再発防止プログラムの作成

関係生徒所属学年で再発防止プログラム実施

↓ ※再発防止に向けてクラス（クラブ）集団での取り組み

いじめ防止対策委員会へ取り組み結果報告

※担任等より再発防止プログラム取り組み状況報告

※引き続きフォローアップ

※諸会議等を通して全教職員で情報共有

～いじめ解消の要件～

謝罪をもって安易に解消とするのではなく、少なくとも以下の要件を満たさなければならない。

- I. いじめに係わる行為が止んでいる状態が3箇月間継続していること。
- II. 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。